

ヘルパーステーション コスモスプラネットあもり



- ・いつまでも住み慣れた家で暮らしたい
- ・1人暮らしで身の回りのことができない
- ・介護する側も高齢のため介護ができない



etc...

そんな暮らしの中での悩みを解決し、支えていきます。

日常生活の介護

食事、排せつ、清潔保持などの介助



日常生活のお手伝い

一般的な調理や掃除・洗濯、買い物や薬の受け取りなど



自立した生活のための支援

体位交換、寝たきり予防、介助できる状態での見守り



その他

介護方法の指導や生活用具・在宅サービスの利用などについてのご相談



安茂里地域以外にお住まいの方も
お気軽にご相談ください！

コスモスプラネットあもりは、安茂里地域を拠点としておりますが
それ以外の地域にお住まいの方についても、ご相談に乗らせて頂きます！

ヘルパーステーション コスモスプラネットあもり

〒380-0941 長野市安茂里 5095-1 TEL: 026-217-7030 (担当: 岡田)

介護保険でできること

➤ 身体介護

食事や入浴、排せつなど
利用者様の身体に直接触れる介助サービス

身体介護サービスを受けられる方

本人が食事や入浴などの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況に関わらず利用できます。



食事介助



入浴介助・清拭



起床・就寝の介助



服薬の介助



着替えの介助



整容・洗面



排泄介助

※上記の他、自立を支援する目的で入浴の見守りをすることや、本人とヘルパーと一緒に調理することも「身体介護」に含まれます。

➤ 生活援助

利用者様本人が主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・本人の為の調理など、日常生活の援助

生活援助サービスを受けられる方

本人が一人暮らしで身体的状況などにより自分では家事が困難な場合や同居する家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合に利用できます。



居室の清掃・ごみ出し、洗濯・衣類修理・被服修繕、一般的な食事準備・調理・後片付け、日常生活に必要な買い物、薬の受け取り、寝具の整頓、代筆・代読、ご利用者様の手紙の投函

介護保険でできないこと

1. 利用者様本人以外のための行為
2. ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
3. 日常的に行われている家事の範囲を超える行為

は対象になりません。



利用者様本人以外の者の洗濯・調理・買い物、草むしり・花木の水やり、ペットの世話、自家用車の洗車・清掃
日常生活に必要な物以外(酒類等)の買い物、特別な手間をかけて行う料理(おせち等)、利用者様本人が使用する居室等の掃除、家具・家電器具等の移動・修繕・模様替え、大掃除※・窓拭き、床磨き、単なる見守り・安全確認・留守番・話し相手

※換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ等の掃除も、日常の家事の範囲を超える行為です。

利用者様本人がいない時のサービス

利用者本人がいない時に、サービスを利用することはできません。例えば、本人が外出している時にホームヘルパーが居宅で掃除や洗濯を行うのは、介護保険の対象となりません。



医療行為について

ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。本人や家族ができる行為でも、ホームヘルパーは基本的にはできません。ただし、平成24年4月より、一定の要件を満たしているホームヘルパーによる痰の吸引、経管栄養の処置が認められるようになりました。医師の指示に基づく行為ですので、必ず担当のケアマネージャーと相談してください。

院内介助について

病院内は医療保険の対象となるため、原則として介護保険は使えません。

